# 庁議の概要

開催日:H18.4.24

項 目

1 平成 19 年度組織改正に向けて【総務部】

内 容

1 平成 19 年度組織改正に向けて【総務部】

平成 19 年度組織改正に向けた作業等について、総務部より概要説明を行った後、意見交換を行った。

## 【説明概要】

- ・ 平成 19 年度の組織改正については、平成 17 年度に策定した「高知県行政改革プラン(以下「プラン」という。)」において表明しており、これを検討していく過程においての視点やスケジュールについて説明する。
- ・ 職員数については、平成 15 年 4,117 人から、平成 18 年 3,828 人へと変遷してきており、プランにおいては平成 22 年には 3,400 人体制にする見込みとなっている。(人員数は、いずれも 4 月 1 日時点) これは、7 年間で 717 人 (17.4%) 減少することを意味しており、今後 10 年以内には 3,000 人体制になると考えている。
- この背景には、いわゆる団塊の世代の大量退職や、業務のアウトソーシングがあり、また、現在の本庁 組織に対する職員の評価もある。県議会からも意見を頂いている。
- ・ 現在の組織の問題点としては、

#### 部局

- ・部局の中に理事所管があり、対外的に権限が不明確。
- ・部と局の位置づけ( 部××局)が対外的にわかりづらい。
- ・副部長(局次長)職は権限が不明確。

#### 本庁課室

- ・フラット化を標榜しながらも、実際に補佐等を置かない課室は少ない。
- ・チーフ制は、真の意味で活用されていない。またチーフ制によって担当者の業務分担が対外的に わかりづらくなっている。
- ・チーフ制と班制が混在などで混在しているのか、対外的に説明がつかない。

# 出先機関

- ・フラット化もチーフ制も、本庁と比べて導入している所属は少ない。
- ・担当者の数に比して中間管理職が多い(年齢構成のいびつさ)。
- ・出先課長のあり方

などが挙げられ、これらのことについては議論する必要性があるのではないかと考えている。

- ・ 部の数については、これまで地方自治法により人口に応じて数の制限がなされていたが、現在では、同 法改正がなされて制限はなくなっている。
- ・ 今回の組織改正で目指す方向性としては、

県民の目線で見て、わかりやすくする

組織・人員のスリム化

平成 15 年度の組織改正のねらい (権限・責任の明確化、意思決定の迅速化、新たな行政課題への迅速な対応) はそのまま活かす

組織を横断する仕組みの構築

県民サービスの向上 (もしくは改正によってサービス低下を招かない)

職員の業務に対する意欲とやりがいを高める

業務執行の効率性を高める

などが挙げられる。

- ・ 検討のための体制は、外部の検討委員会と、庁内ワーキンググループを設置して、それぞれで検討を行 う。
- ・ 外部の検討委員会では、

組織機構の分かりやすさ

県民サービスを高めるための組織のあり方

について、県民の目線からの意見を頂くこととしており、5~7名で組織して5月下旬に設置する予定である。

- ・ 外部の検討委員会メンバーは、県民の声ネットワークメンバー、有識者、市町村関係者などからの選定 を想定している。
- ・ 庁内ワーキンググループでは、

本庁課室の規模、フラット化、チーフ制のあり方

事務処理権限の見直し

本庁課室の枠組み(所掌分担)

出先機関の中間管理職のあり方

各所属の横の連携のあり方

について具体的検討を行うこととしており、10~15 名で組織して4月下旬に設置するよう作業を進めている。

- ・ 庁内ワーキンググループのメンバーは、関係課(行政管理課、人事企画課、業務改革推進室、財政課、 政策推進課)の課長補佐から班長クラス6名と、庁内公募委員(7名程度) 他県からの派遣職員等を 想定しており、総務部長(副部長)も適宜参加することとしている。
- ・ なお、部局の枠組みなど高い次元の意思決定は、知事、副知事及び庁議などにおいて決定していくこと となる。
- ・ 庁議等各部局における検討のスケジュールとしては、
  - 4月 総務部にて部局の枠組み検討
  - 5月下旬 庁議等・各部局において枠組みを協議 総務部との協議・調整
  - 6月初め 庁内での部局の枠組み(案)についてのまとめ
  - 6~8月 庁議等各部局において課室の職制、枠組み(業務分担)を協議 総務部との協議・調整
  - 9月 本庁部局、課室の組織機構(案)の決定

9月議会で、H19の組織改正(案)について中間報告

- 10月 出先機関の職制のあり方について協議、決定
- 12月 12月議会で高知県部設置条例を改正(部数を改正する場合)

と見込んでいる。

- ・ 外部の検討委員会は、設置後 5 回程度の委員会を開催して、9 月までには意見をまとめる予定であり、 庁内のワーキンググループの検討は、7 回程度の会を開催して、外部の委員会と同様に9 月までにまと める予定である。
- ・ これらのほか検討する際に留意しておくべきこととして、

部局の再編に当たっては、県議会常任委員会の枠組みを考慮する必要がある。

(県議会常任委員会にも再編を求めるかどうか。)

地方自治法の改正により、特別職としての出納長制度は廃止され、新たに一般職である会計管理者を置くことになる(平成19年4月1日施行)。

出納機関のあり方について検討が必要。

同法の改正により、副知事の権限と責任が強化される。

(従来からの知事の補佐等に加え、事務執行の権限の委任を受け、政策、企画の責任を負うこと等が明記:平成19年4月1日施行)

などがある。

・ こうした方針のもと、今後、庁議や個別の場を通じて、各部局長とも議論していきたいと考えているので、各部局でも考えをまとめていっていただきたい。

#### 【主な意見】

・ 今後検討するにあたり、現在の部局の枠組みについては、これまでのように国の省庁との関連に基づいて整理するのか。あるいは、県民の目線を重要視して、公共交通を例に言えば、陸・海・空全ての公共交通のハードもソフトも一元化して行うなどといったことにするのか。

現時点では、こうやりたいといった哲学はない。いずれの場合にも、メリット・デメリットはあると思う。一旦組織改正をしたら、その体制で何年間か維持して行政を行うことになるが、今の時代ではそう長い期間同じ体制を保っていられるとは考えにくい。例えば 5 年間なら、その期間で政策を執行するためには、どちらをより大事にしていくのかという考え方によって、その仕組みづくりは変わってくるので、その政策への力の入れ具合を議論することになると思う。

- その枠組みは、高い次元で決めるものを指すのか。知事の政治姿勢にも関わってくることであるので、高次の判断になると考える。
- ・ 1 つの提案として、7 つの組織グループ(産業振興、県土整備、環境、福祉、総務、企画、公営企業) に分けてはどうかと思う。3 ~ 5 年間はこの体制を維持するとの前提で、危機管理や政策推進などはそ のままにして、次回に議論してはどうか。
- ・ まずは、部の体制をどうするのかを決めないと、各部局内での議論が始まらない。グループ分けはその 後でいいのではないか。
- ・ 検討は、外部の検討委員会で行うことがいいかどうかは疑問に思う。県民の理解を得ることは必要だが、 組織体制のことは県庁内部のことであり、県の責任においてきちんと議論して決定していくべきではな いか。

外部の検討委員会に、全ての事項について議論していただくのは無理であり、議論事項は限定的にしている。また、その検討結果は意見としての位置付けであり、最終的に決定するのは県である。もちるん、外部と内部での意見が違う場合の調整は必要となると考えている。

- ・ 国への働きかけや、物申すことがまさに県の役割ではないのか。そうなれば、国を意識した組織のあり 方にすべきではないか。
- ・ 新しい時代に対応した組織にすることは方向性としては良いと思うが、県行政が何に重点を置いてやっていくのかを議論しないと、組織も決めることが難しいのではないか。
- 部局の数にこだわらず、県民にとって分かりやすい組織にすべきではないか。理事職は対外的に説明し にくい。

総務部内部でも議論しているが、大きな方向性としては、部、局、理事の総数は減ずるべきではないかと思う。

- ・ 横串を刺すような考え方を反映した組織にするか、課題に対して一括して対応する組織にするかを選択 しないといけないのではないか。
- ・ 産業振興という視点を、組織を検討する際にも持っていただきたい。県庁の仕事には「高知県方式」と 言われるような「知的財産」があると思われる。他県でも年間 500~600 件も特許申請しているところ もあるので、「知的財産」を横串の1つとして認識していただきたい。
- ・ 分野をどう分けるかと、県庁組織をどうするのかというこの 2 点で議論する必要がある。やはり、チームや組織で対応していく組織力を高めるようなポジションのあり方を議論をしたうえで、組織同士の壁

を取り除くために全体としての組織のあり方を考えるべきではないか。

チーフや課長補佐などの意思決定機能に関わるポジションを検証し、整理し直す議論をするつもりである。個人だけにとどまらない組織の対応力を高めるような議論は必要だと思う。

- ・ 平成6年の行政改革で現在の7部構成になったが、この部の枠組みは、本当に県民から見て分かりにくいものとなっているのだろうか。どちらかと言えば、平成7年以降に創設された7部以外の組織が分かりにくくしているのではないのか。
- ・ 産業の分野では、今の組織体制はやはり分かりづらいのではないか。一次産業部門と商工部門はもっと 連携すべきことがある。自分の部局がメインで担当していないことは、お互いに手を出さないというこ とになってしまっているので、やはり横串を刺すような組織のあり方が重要だと思う。県民課題を明確 にして、その課題に対応する組織分けをすることで、高い理念も掲げられるのではないか。
- ・ 職名で言えば、部長や課長など県民に浸透しているものが一番良いのではないか。
- ・ 現在の部で対応できる課題と、新しい課題で対応できていないことを整理して、対外的に分かるような 組織にすべきではないか。

そうしたことは、県民の目線で分かりやすくすることで対応できる。

外局等はどのように考えているのか。

企業局と病院局は、県の組織の一部としてどうするかを考えるべきだし、教育委員会は、知事部局と の役割分担について議論すべきことと、専門集団としての役割について議論すべきことの2種類の議 論が必要だと考えている。

・ アウトソーシングによる定数削減は明確に打ち出されているが、そうした状況の中で業務が執行できる 体制を検討し、また定数はその後も減少していくということを念頭において議論するという受け取り方でよいか。

個別の課題対応のための部分的な定数増は別にして、全体の方向性として定数はスリム化していくことは問違いない

議論をステップアップさせるためにも、議論すべき事項について、総務部で一定の整理をしてお示し していきたい。

### 〔知事〕

・ 組織の改革を考える際には、

仕事の分野をどう考えるのか(職種分担をどう割り振るか)

仕事の仕方をどう変えていくのか

という2つのテーマがあり、県でどちらに重きを置くのかと言えば後者となると思う。これら2つのことは最終的には集約することになるとしても、まずはそれぞれに議論すべきことだと思う。

- ・ 例えば、森林局なら森林局という1部局の枠の中で考えるのではなく、中山間地域に住む県民生活を幅広く捉えたうえで、5年、10年で我々がそれぞれの地域が抱える課題に、どのように集中化して対応するのか、ということを考えていくべきではないか。
- ・ 仕事の仕方を変えるということで言えば、トップダウンで決めるのではなく、若い方の視点で下から思い切った案を上げてもらうという意味において、庁内ワーキンググループは有意義だと思うし、そうであるならば、ある程度の権限を持たせて、そこから出てきた意見というのは一定反映させることで、抜本的な改革になるのではないか。
- ・ 外部の検討委員会との意見交換は、どちらかと言えば、分かりやすさをお聞きするという点に絞るべき ではないかと思う。正直言って、今は、外の人とやり取りすることに力をかけることもできない。
- ・ 公共交通などの話は、大きな方向性について高い次元での判断をしないと議論が始まらないので、早急 にどうするか考えたい。